

白河市畑作物生産支援事業補助金交付要綱

令和6年3月29日要綱第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、畑作における営農継続や経営の拡大に向けた取組を支援し、農地の荒廃化を防ぐとともに、本市農業を将来にわたり持続できるものとするため、予算の範囲内において白河市畑作物生産支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 主に市内のほ場で営農し、次のいずれかを満たす者

ア 市、福島県又は農林水産省から農業経営改善計画の認定を受けている者

イ 市から青年等就農計画の認定を受けている者

ウ 3者以上の農業者（市内に住所を有する者に限る。）で組織される団体

(2) 別表に規定する対象作物を営利目的に栽培する者

(3) 市税の滞納がない者

(4) 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助金の額は別表のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 白河市畑作物生産支援事業補助金事業（変更）計画書（第1号様式）

(2) 誓約書兼同意書（第2号様式）

(3) 導入する施設、機械、設備等の内容が確認できる書類（メーカーカタログ、図面等）及び2者以上の見積書

(4) 施設、設備等の修繕又は再整備にあつては、既存の施設又は設備の導入時期が確認できる書類

(5) 確定申告書又は市民税・県民税申告書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 団体が申請する場合は、補助金等交付申請書に前項各号の書類及び次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。この場合において、前項第2号の誓約書兼同意書は、構成員全員のもの

を提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
 - (2) 施設・機械等共同利用計画書（第3号様式）
- （補助事業の事前着手）

第5条 申請者は、やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、指令前着手申請書（第4号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業内容等を変更しようとする場合は、規則第10条第1項に規定する補助事業等内容変更等承認申請書に、白河市畑作物生産支援事業補助金事業（変更）計画書（第1号様式）及び変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第16条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の経費を確認できる書類（見積書、納品書及び請求書）
- (2) 導入した施設、機械、設備等の内容が確認できる写真

（補助金の交付）

第8条 市長は、規則第19条第2項に規定する補助金等交付請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の概算払を請求する場合は、規則第19条第2項に規定する補助金等交付請求書に概算払を必要とする理由書（第5号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助金の交付年度終了後3年間、目標達成状況について、白河市畑作物生産支援事業補助金成果報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 確定申告書又は市民税・県民税申告書の写し
- (2) 営農状況が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（財産処分の制限期間）

第10条 この要綱により取得した資産を規則第24条第1項の規定により処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

2 前項の規定に基づき、市長は、規則第17条に規定する補助金額の確定を通知するにあたり、財産管理台帳（第7号様式）を添付し、財産処分の制限期間を通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があった場合

- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は中止した場合
- (3) 提出書類の虚偽の記載等、不正な行為があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があった場合
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

対象作物	対象事業 (事業費が20万円以上のものに限る)	対象経費	補助額及び 補助上限
トマト キュウリ	1 ハウスの新設、修繕又は再整備(※1) (1) ハウスの新設 (2) ハウスの修繕(※2) ・資材のみの購入で施工を伴わない場合は対象外とする。 (3) ハウスの再整備(※3) ・既存施設の撤去、廃棄に係る経費は対象外とする。	資材費 施工費	対象経費 (税抜)の 1/2以内 補助上限 100万円
	2 ハウスの機能強化に向けた設備の導入(※1) ・ハウス内で、一体的に栽培に使用するもの。	設備購入費 設置費	
ブロッコリー	1 生産に必要な機械等の導入(※1) ・播種機、予冷库等、対象作物の生産にのみ使われるもの。	設備購入費 設置費	
果樹	1 果樹棚等の新設、修繕又は再整備(※1) (1) 果樹棚等の新設 (2) 果樹棚等の修繕(※2) ・部材の購入のみの場合も対象とする。 (3) 果樹棚等の再整備(※3) (4) 果樹棚等の機能強化	資材費 施工費	
	2 多目的防災網の新設又は再整備 (1) 多目的防災網の新設(※4) (2) 多目的防災網の修繕(※2) (3) 多目的防災網の再整備(※3)	資材費 施工費	
	3 防霜ファンの導入又は再整備 (1) 防霜ファンの新設(※4) (2) 防霜ファンの再整備(※3)	資材費 施工費	

※1 国、県、市等から他の補助を受けていないものに限る。

※2 修繕の場合、修繕した資材の耐用年数の期間中は営農を継続することを条件とする。

※3 再整備の場合、既存の施設・設備等が法定耐用年数を超えているものに限る。

※4 国、県等から他の補助を受ける場合は、合計の補助率が2/3を超えない額を補助上限とする。

第1号様式（第4条関係）

白河市畑作物生産支援事業補助金事業（変更）計画書

年 月 日

1 事業実施主体

氏名又は名称		住所または所在地	
電話番号		Eメール	
種 別 (いずれかに☑)	☐ 認定農業者（認定日 年 月 日） ☐ 認定新規就農者（認定日 年 月 日） ☐ 団体（※施設・機械等共同利用計画書（第3号様式）を添付すること）		

2 事業計画

営農の 現状 (前年実績)	対象作物		経営面積	
	年間生産量	kg	年間出荷額	円
	農業所得	円	主な取引先	
	後継者の見通し		その他	
事業の内容 と必要性 (該当する ものに☑)	<事業の内容> 【 ☐ トマト、 ☐ キュウリ】 ☐ ハウス（ ☐ 新設 ☐ 修繕 ☐ 再整備） ☐ 機械・設備の導入 【 ☐ ブロッコリー】 ☐ 機械・設備の導入 【 ☐ 果樹】 ☐ 果樹棚等 （ ☐ 新設 ☐ 修繕 ☐ 再整備 ☐ 機能強化（ ）） ☐ 多目的防災網（ ☐ 新設 ☐ 修繕 ☐ 再整備） ☐ 国・県補助活用 ☐ 防霜ファン（ ☐ 新設 ☐ 修繕 ☐ 再整備） ☐ 国・県補助活用 <具体的な内容>			
期待される 効果				

3 成果目標

目標種別	☐ 生産力の維持・拡大 ☐ 作業時間の短縮 ☐ 経費節減 ☐ 販売額向上 ☐ その他（ ）
現状（前年）	
実施年度（ 年）	
2年目（ 年）	
3年目（ 年）	
状況の確認書類	☐ 農地台帳 ☐ 共済細目書 ☐ 作業日誌 ☐ 経費一覧表 ☐ 販売金額一覧表 ☐ 確定申告書 ☐ その他（ ）

4 経費内訳

(単位：円)

内 容	事業費 (税込)	対象経費 (税抜)	補助金額	備 考
合 計				

※計画変更の場合は、変更箇所の変更前を括弧書きとし、その下に変更後の内容を記入すること。

第2号様式（第4条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

白河市長

住 所

氏 名

⑩

私は、白河市畑作物生産支援事業補助金の申請にあたり、市税の滞納がないことを誓約するとともに、市税の納付状況について、市が必要な税関係の記録を調査照会することに同意します。

また、誓約及び同意の内容に虚偽があった場合は、補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

第3号様式（第4条関係）

施設・機械等共同利用計画書

団体名

代表者氏名

⑩

事業名	白河市畑作物生産支援事業		
導入する施設・機械	施設名又は機種名		
	規格又は型式		
	数量		
	価格（税抜）		
対象作物	☐ トマト ☐ キュウリ ☐ ブロッコリー ☐ 果樹（具体的な種類： ）		
共同理由を必要とする理由			
構成員及び 利用面積	氏 名	住 所	利用面積 (a)
施設設置箇所 又は機械保管場所			
管理責任者			
備考			

第4号様式（第5条関係）

指令前着手申請書

年 月 日

白河市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付で申請した白河市畑作物生産支援事業補助金について、補助金の交付決定前に着手したいので、白河市畑作物生産支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

実施内容	
総事業費（税込）	円
補助対象経費（税抜）	円
補助申請額	円
指令前着手を必要とする理由	

第5号様式（第8条関係）

概算払を必要とする理由書

年 月 日

白河市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました白河市畑作物生産支援事業補助金について、概算払い請求をしたいので理由書を提出いたします。

実施内容	
総事業費（税込）	円
補助対象経費（税抜）	円
補助金交付決定額	円
概算払請求額	円
概算払いを必要とする理由	

第6号様式（第9条関係）

白河市畑作物生産支援事業補助金成果報告書

年 月 日

白河市長

住 所

氏 名

⑩

1 報告者

氏名又は名称		住所または所在地	
電話番号		Eメール	
認定の種類 (どちらかに☑)	☐ 認定農業者（認定日 年 月 日） ☐ 認定新規就農者（認定日 年 月 日） ☐ 団体		

2 事業の効果及び営農の現状

事業の内容(※1)				
営農の現状 (年目) (※2)	対象作物		経営面積	
	年間生産量		年間出荷額	
	農業所得		主な取引先	
	後継者の見通し			
	具体的な状況			
事業の効果 (※3)				

※1 事業計画に記載した事業内容を転記すること。

※2 記入対象年度の状況を記入すること。

※3 事業実施により得られた効果について具体的に記入すること。

3 成果目標の達成状況

年度	☐ 生産力の維持 ☐ 作業時間の短縮 ☐ 経費節減 ☐ 販売額向上 ☐ その他 ()
現状(※4) (前年)	
実施年度 (年)	
2年目 (年)	
3年目 (年)	
状況の確認書類	☐ 農地台帳 ☐ 共済細目書 ☐ 作業日誌 ☐ 経費一覧表 ☐ 販売金額一覧表 ☐ 確定申告書 ☐ その他 ()

※4 現状及び目標は白河市畑作物生産支援事業補助金事業計画書の内容を転記すること。

第7号様式（第10条関係）

財産管理台帳

実施年度		事業名	白河市畑作物生産支援事業						
実施主体	氏名又は名称								
	住所又は所在地								
・導入機械/設備 ・メーカー ・型式 （ハウス、果樹棚、多目的防災網の場合、幅×長さ、面積、及び導入資材の規格等）	種別 （新規、修繕、再整備のいずれかを記入）	事業期間		事業費（円）		処分制限期間		備考	
		着手	完了	総事業費	補助金額	耐用年数	処分制限年月日		
・ ・ ・						年			
・ ・ ・						年			
・ ・ ・						年			
・ ・ ・						年			

※実施主体は、処分制限期間中に市長の承認を受けずに補助金の目的外の使用や譲渡、交換、貸付、廃棄、担保とする事ができません。やむを得ずこれらの処分を行う場合は、必ず事前にご相談ください。